

17 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況

(1) 相談相手

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、54.0 %となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が 43.2 %と最も多く、次いで「家庭裁判所」が 26.5 %となっている。

表 17 - (1) 養育費の主な相談相手

総 数	相談した							相談して いない
	親 族	知人・ 隣人	県・市区 町村窓口 、母子自 立支援員	弁護士	家庭裁判 所	その他		
平成10年 千世帯 642.0 (100.0)	( 54.1) (100.0)	( 41.9)	( 7.0)	( 6.6)	( 11.0)	( 28.6)	( 4.9)	( 44.1)
平成15年 千世帯 978.5 (100.0)	( 54.0) (100.0)	( 43.2)	( 7.7)	( 5.5)	( 11.4)	( 26.5)	( 5.7)	( 46.0)

(2) 養育費の取り決め

養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が 34.0 %、「取り決めをしていない」が 66.0%となっている。

「調停離婚」をした者は「協議離婚」をした者と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が高く、就労収入が高い者は低い者と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が高い傾向がある。

なお、養育費の取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」とする回答が約半数となっている。

表 17 - (2) - 1 養育費の取り決め状況等

総 数	養育費の取り 決めをしている	養育費の取り 決めをしていない		
		文書あり	文書なし	
平成10年 千世帯 653.6 (100.0)	( 35.1) (100.0)	( 66.7)	(31.9)	( 59.7)
平成15年 千世帯 978.5 (100.0)	( 34.0) (100.0)	( 64.7)	(35.3)	( 66.0)

表 17 - (2) - 2 養育費の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0～2 年目	2～4 年目	4～6 年目	6～8 年目	8～10 年目	10年 目以上
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	308.5 (100.0)	181.6 (100.0)	113.7 (100.0)	100.5 (100.0)	75.8 (100.0)	119.9 (100.0)
取り決めている	( 34.0)	( 34.0)	( 35.0)	( 30.2)	( 36.0)	( 32.6)	( 38.2)
取り決めていない	( 66.0)	( 66.0)	( 65.0)	( 69.8)	( 64.0)	( 67.4)	( 61.8)

表 17 - (2) - 3 養育費の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	828.7 (100.0)	129.6 (100.0)	3.5 (100.0)	16.7 (100.0)
取り決めている	( 34.0)	( 27.2)	( 74.8)	( 50.0)	( 47.4)
取り決めていない	( 66.0)	( 72.8)	( 25.2)	( 50.0)	( 52.6)

表 17 - (2) - 4 養育費の取り決めの有無（就労収入階級別）

総 数	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600万円 以上
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	274.2 (100.0)	296.2 (100.0)	144.6 (100.0)	47.6 (100.0)	22.0 (100.0)	8.8 (100.0)	7.1 (100.0)
取り決めている	( 34.0)	( 36.7)	( 33.3)	( 34.1)	( 55.6)	( 44.0)	( 50.0)	( 62.5)
取り決めていない	( 66.0)	( 63.3)	( 66.7)	( 65.9)	( 44.4)	( 56.0)	( 50.0)	( 37.5)

表 17 - (2) - 5 養育費の取り決めをしていない理由

総 数	相手に支払う意思や能力がないと思った	相手と関わりたくない	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に養育費を請求できるとは思わなかった
平成10年 千世帯 390.0 (100.0)	( 61.1)	( * )	( 11.3)	( 6.5)	( 2.8)
平成15年 千世帯 646.2 (100.0)	( 48.0)	( 20.6)	( 9.8)	( 3.8)	( 2.9)
	現在交渉中又は今後交渉予定である	自分の収入で経済的に問題がない	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた	その他	
	( 0.8)	( 3.0)	( 2.2)	( 11.0)	
	( 2.2)	( 1.0)	( 0.7)	( 11.1)	

( 3 ) 養育費の受給状況

離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 17.7 %となっている。

母子世帯になってからの年数が短いほど、「現在も受けている」と回答した者の割合が高い傾向となっており、このうち母子世帯になってからの年数が「0～2年目」である者が 26.0 %と最も多くなっている。

「調停離婚」をした者は「協議離婚」をした者と比べて、養育費の「現在も受けている」割合が高い。

養育費を現在も受けている又は受けたことがある者の平均月額額は 44,660 円となっており、前回調査と比べて 8,540 円減少している。

表 17 - (3) - 1 養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない
平成10年 千世帯 653.6 (100.0)	( 20.8)	( 16.4)	( 60.1)
平成15年 千世帯 978.5 (100.0)	( 17.7)	( 15.4)	( 66.8)

表 17 - (3) - 2 養育費の受給状況（母子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0～2 年目	2～4 年目	4～6 年目	6～8 年目	8～10 年目	10年 目以上
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	308.5 (100.0)	181.6 (100.0)	113.7 (100.0)	100.5 (100.0)	75.8 (100.0)	119.9 (100.0)
現在も受けている	( 17.7)	( 26.0)	( 18.9)	( 12.4)	( 12.3)	( 15.1)	( 11.0)
過去に受けたことがある	( 15.4)	( 8.3)	( 19.4)	( 16.3)	( 20.2)	( 14.0)	( 23.5)
受けたことがない	( 66.8)	( 65.7)	( 61.7)	( 71.3)	( 67.5)	( 70.9)	( 65.4)

表 17 - (3) - 3 養育費の受給状況（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	828.7 (100.0)	129.6 (100.0)	3.5 (100.0)	16.7 (100.0)
現在も受けている	( 17.7)	( 14.6)	( 37.4)	( 25.0)	( 21.1)
過去に受けたことがある	( 15.4)	( 12.9)	( 31.3)	( 25.0)	( 15.8)
受けたことがない	( 66.8)	( 72.6)	( 31.3)	( 50.0)	( 63.2)

表 17 - (3) - 4 養育費の受給状況（就労収入階級別）

総 数	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600万円 以上
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	274.2 (100.0)	296.2 (100.0)	144.6 (100.0)	47.6 (100.0)	22.0 (100.0)	8.8 (100.0)	7.1 (100.0)
現在も受けている	( 17.7)	( 22.8)	( 17.3)	( 11.6)	( 24.1)	( 28.0)	( 10.0)	( 37.5)
過去に受けたことがある	( 15.4)	( 10.0)	( 17.6)	( 21.3)	( 22.2)	( 20.0)	( 30.0)	( 12.5)
受けたことがない	( 66.8)	( 67.2)	( 65.2)	( 67.1)	( 53.7)	( 52.0)	( 60.0)	( 50.0)

表 17 - (3) - 5 養育費を現在も受けている又は受けたことがある者の養育費（1世帯平均）の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない
平成10年 千世帯 243.6 (100.0)	( 79.5)	53,200 円	( 15.2)
平成15年 千世帯 324.4 (100.0)	( 77.7)	44,660 円	( 22.3)

